

中国商標実務における 指定商品・役務表示の選定にかかる留意点

富井美希*

抄録 日本国特許庁が「類似商品・役務審査基準」を公表しているように、中国の特許庁にあたる国家知識産権局商標局は「類似商品和服务区分表」を公表しています。本稿ではこの区分表の基本的な利用法を概説し、企業の実務担当者の皆様が中国に商標登録出願をする際に避けて通れない指定商品役務の選定について、意外な落とし穴も含め、具体的に説明します。転ばぬ先の杖として、本稿が皆様のご参考に資すれば幸いです。

目次

1. はじめに
2. 指定商品役務の選定
 2. 1 日本出願
 2. 2 中国出願
3. 「類似商品和服务区分表」の読み方
 3. 1 基本
 3. 2 出願への応用
4. 出願のテクニック
 4. 1 優先権主張
 4. 2 国際登録出願（マドプロ出願）
 4. 3 小売役務
5. おわりに

1. はじめに

中国国家知識産権局商標局のホームページには、「類似商品和服务区分表」（以下「区分表」といいます）が掲載されています。「商品和服务」は、「商品及び役務」という意味です。紙の冊子も出版されており、日中の特許事務所が独自に翻訳・作成した冊子も複数が入手可能です。

区分表には、中国における商標出願の際に規範とされるべき商品役務表示がいわゆる「類似群コード」と共に掲載されており、一見、日本

の類似商品・役務審査基準と同様に利用することができそうに見えます。

しかしながら、日本とは似て非なる「類似群」制度であるゆえ、日本と同様であろうという先入観が思わぬ事態を招くことがあります。

本稿では、日本出願・登録を基本に中国出願をする際に留意すべき点を説明していきます。

2. 指定商品役務の選定

2. 1 日本出願

いずれの国・地域でも、商標を使用する商品役務を正確に記述して願書を作成するのが大原則ではありますが、実務上、日本では、審査基準にしたがって、まずは類見出し（いわゆる「短冊」）を指定して上位概念を広く押さえ、念のため、見出しの下に例示列举される表示からいくつか選択して記載しておく、という手法が最も簡便です。特許庁公表のデータベースにキーワードを入力して検索し、過去に採択された表

* 特許業務法人 深見特許事務所 弁理士
Miki TOMII

示の中から自社商品役務に近いものを探し出して記載する、という実務も一般的です。

例えば下記の出願例を考えてみましょう。

【第7類】 金属加工機械器具，切削工具，超硬チップ，ドリルビット，鉋山機械器具。

「金属加工機械器具」は類見出しなので，その類似群コード09A01に属する商品として例示される商品「切削工具，超硬チップ」はカバーされているはずですが，念のため特定して記載し，さらには過去に認められた具体的表示として「ドリルビット」も指定されています。「鉋山機械器具」は防衛的に他の類似群09A02を含めたものと理解でき，保護範囲も明確です。

2. 2 中国出願

では，この日本出願に基づいて中国出願の商品役務を選定してみましょう。指定商品「金属加工機械器具，切削工具，超硬チップ，ドリルビット，鉋山機械器具」を中国語に翻訳することで良いのでしょうか。

現在の中国では出願件数が多すぎるため，審査の便宜上，区分表に記載の商品役務表示を標準的表示と位置づけ，これらを用いた出願を推奨しています。逆に言えば，独自の文言はほぼ確実に方式審査において補正指示を受けるので，単なる訳語を記載することは得策とは言えません。

標準的表示以外の記載が全く認められないわけではなく，国家知識産権局によって認められる具体的表示記載の例が順次発表されており，ホームページに公開されていますが，本稿では標準的表示の利用手法を説明します。

まず，日本と同様，区分表の第7類において「金属加工機械」らしき類見出しを探してみると，「金属切削机床，切削工具和其他金属加工机械」なる表示が見つかります。枠線で囲まれている表示が類見出しです（図1）。

0742 金属切削机床, 切削工具和其他金属加工机械

(机器部件)070040, 机械台架 070041, 攻丝机 070062, 列置(机器部件)070075, 机罩(机器部件)070075, 刀(机器部

図1 「0742」類似群

ところが中国では類見出しの指定は認められていません。「短冊」指定のように代表的商品役務名称を1つ指定すればその下位概念がカバーされる，という日本流の考えは通用しないのです。

願書には必ず個別の商品役務名称を記載しなければならないので，区分表の中のどれを選べばよいのか，順に読み解いていきます。

3. 「類似商品和服务区分表」の読み方

3. 1 基本

日本もニース国際分類を主たる体系として使用していますから，類似商品・役務審査基準の各区分の最初の欄にはニース国際分類の「類別表(注釈つき)」が記載されており，続いて各類が「主として含む商品又はサービス」「特に含まない商品又はサービス」が掲載されています。

中国の区分表も同じ構成をとっており，例えば図2の「第38類」の類別には「電信」とあり，「注釈」として特に含まれる役務と含まれない役務とが記されています。

第三十八类

电信。

【注释】

第三十八类主要包括至少能使二人之间通过感觉方式进行通讯的服务。这类服务包括：

- (1)能使一人与另一人进行交谈；
- (2)将一人的消息传递给另一人；
- (3)使一人与另一人进行口头或视觉的联系(无线电和电视)。

本类尤其包括：

——主要进行播放无线电或电视节目的服务。

本类尤其不包括：

- 无线电广告服务(第三十五类)；
- 电话市场营销服务(第三十五类)。

図2 「第38類」

一方で、日本では「アルファベット順一覧表掲載の表示」は各短冊の末尾に記され、[参考]として利用に供されるに留まるのに対し、中国の区分表では、原則、アルファベット順一覧表掲載の表示がそのまま訳されて、類似群ごとに振り分けられているのが大きな相違点です。

図3では4ケタの数字0735が類似群、その右の「锻压设备」が類見出し、各商品表示の右の6ケタの数字がニース国際分類による商品固有の番号です。見出しの下の商品はすべて0735類似群に属します。

0735 锻压设备
整修机(机械加工装置) 070159, 旋转锻造机 070173, 冲压机 070180, 印模冲压机 070181, 锤(机器部件) 070247, 动力锤 070248, 气锤 070249, 杵锤 070250, 金属加工机械 070258, 冲孔机用冲头 070305, 冲孔机 070306, 冲床(工业用机器) 070316, 整形机 070326, 电锤 070489
※水压机 C070258, 液压机 C070259, 自动锻压机 C070260, 冷冲模 C070269
注: 1. 本类似群与 0743 手动液压机类似; 2. 本类似群与第八版及以前版本 0742 穿孔机冲头, 穿孔机, 冲床(工业用机器), 金属加工机械, 机械加工装置交叉检索; 3. 印模冲压机, 冷冲模与第九版及以前版本 0736 印模冲压机, 冷冲模交叉检索; 4. 冷冲模与 0613 冷铸模(铸造)类似; 5. 跨类似群保护商品: 整修机(机械加工装置)(0735, 0742 第(一)部分); 金属加工机械(0735, 0736, 0742 第(一)部分); 整形机(0735, 0742 第(一)部分)。

図3 「0735」類似群

例えば上から2行目の「金属加工机械」には070258が付されています。中国語が分からなくても、日本国特許庁が公表している「商品・サービス国際分類表」でこの固有番号を辿れば、ニース国際分類の英文の商品役務名称の日本語訳を探し出すことができます。

ただし、別段落で※マークの後に記されている、Cで始まる6ケタの数字が付された商品役務表示は、ニース国際分類には記載がない中国独自の表示です。

Cが付された商品役務を含め、1つの類似群に属する商品役務は、原則、互いに類似と判断されます。理論的には、そのうち1つを指定しておけば、残りの商品役務は禁止権の範囲として保護されることとなります。

逆に言えば、類似群が異なれば互いに非類似

とされるため、日本出願において1つの区分内で可能な限り保護範囲を広くしたいときにすべての短冊を記載する要領で、中国では各類似群について1つずつ任意の商品役務を選んで記載しておけば同様の効果が得られるとも言えます。

類否判断の例外は(例外というには多いのですが)、下段の「注」に記載してあります。図3に見られる「注1.」は、この類似群に属する商品は0743に属する「手动液压机(手动式液压机)」に類似する、という意味です。

その他の「注」として、例えば以下のような例外の記載が見られますので注意が必要です。

- ・○○は××と類似する。
- ・上記の類似群内であっても、第(一)部分、第(二)部分の商品役務は各部分間で互いに類似しない(「各部分之间商品不类似」)。
- ・○○は××とクロスサーチ(「交叉检索」)する(ニース国際分類の改訂による区分移動に伴って類似群が変更されてしまった商品役務についてクロスサーチすることによって調整するという意味です)。

これらは日本でいうところの備考類似の考え方に近いともいえますが、中国ではより複雑かつ個別具体的で、読み解くのが困難です。

2502 婴儿纺织用品
服装 * 250045, 婴儿裤(内衣) 250058, 婴儿全套衣 250092, 非纸制围涎 250128, 非纸制带袖围涎 250182
注: 1. 本类似群与 2501 童装类似; 2. 跨类似群保护商品: 服装(2501, 2502, 2503, 2504, 2505)。
2503 特种运动服装
驾驶员服装 250002, 服装 * 250045, 潜水防潮服 250052, 骑自行车服装 250065, 游泳帽 250124, 游泳裤 250125, 男用游泳裤 250125, 游泳衣 250126, 体操服 250149, 空手道服 250178, 柔道服 250179, (杂技、舞蹈等演员穿的)紧身连衣裤 250180 ※摔跤服 C250010
注: 跨类似群保护商品: 服装(2501, 2502, 2503, 2504, 2505)。

図4 「2502」類似群, 「2503」類似群

区分表では、6ケタの固有番号がニース国際分類の商品コードと一致するのみならず、*(アスタリスク)マークも移入されています。

ニース国際分類において、*マークが付され

た商品役務名称は一般的な語として他の区分や類似群にも用いられていることを指します。図4において、「服装*」は2502にも2503にも登場し、両方の「注」に「類似群を越えて保護される商品：服装（2501, 2502, 2503, 2504, 2505）」とあり、これら5つの類似群すべてにおいて「服装」（商品固有番号はすべて250045）の記載があることが分かります。すなわち、中国の実務上、「服装」を1つ指定することによって上記5つの類似群が付与されるので、広い保護が期待できることとなります。

実はこれはニース国際分類のガイドラインに「*付きの名称は曖昧なので使用しないことが強く推奨される」主旨の注意書きがあることと正反対の運用であり、*記号だけを移入した中国独特の実務といえましょう。

なお、「服装」が25類のすべての類似群をカバーするわけではないので、帽子（2508）やメリヤス下着（2509）等とは非類似であることには注意が必要です。

また、中国の区分表には、同じ類似群の異なる番号の商品役務に同じ商品名称が付されたものが散見されます。例えば第7類の0742（一）部分には「钻头」が2回掲載されています。これは、ニース国際分類の中国語訳に際し、「Drilling bits (parts of machines) 070449」にも「Drilling heads (parts of machines) 070125」にも同一の訳語「钻头」を採用したからです。権利範囲は中国語で規定されますから、どちらを選んでも保護範囲は同一です。

逆に同じ商品固有番号なのに異なる中国語が付されているものもあります。ニース国際分類の日本語訳にも、元の英語は同じでも複数の日本語訳が付された上、異なる類似群に分散して収録されているものもあります。

商品役務名称は各国の生活文化を端的に反映しますので、このような齟齬はどこ国でも起こり得ます。重要な商品役務の表示に関しては、

必ず現地の代理人に相談されることをお勧めします。

3. 2 出願への応用

以上のことから、中国の「区分表」を用いた出願に際して注意すべきことが見えてきます。

まず、包括表示の概念が明確ではないので、出願商標を使用しようとする商品役務はできるだけ多く指定しておくことが重要です。一方で、複数の類似群コードが付される語を選定して保護範囲を広くすることも可能です。

最初の例で、日本の短冊表示「金属加工機械」の中国語にあたる「金属加工机械」が第7類に見つかりました。日本でいう短冊表示ではないものの、守備範囲が広い名称には違いないので、これは指定しておくべきでしょう。

「金属加工机械」は、図3に見るように、「類似群を越えて保護される商品」である旨の注記がされています（「跨类似群保护商品：金属加工机械（0735,0736,0742 第（一）部分」）から、権利範囲の拡大が期待できます。とはいうものの、これだけでは不十分かもしれないので、念のため、本当に保護したい商品をも具体的にイメージしつつ各類似群を見ていきます。

例えば自社商品が「金属加工用の大型機械に取り付けて使用する部品としての刃・チップ・ビット」であったとすると、0742（一）において、他にも例えば「钻头（机器部件）（ドリルヘッド「機械部品」）」、「刀具（机器部件）（刃「機械部品」）」、「拉削刀具（ブローチング用刃物）」等を指定しておくといよいでしょう。これらはすべて同じ類似群に属するので、「金属加工機械」1つを指定しておけば禁止権の範囲としては保護されますが、指定商品として記載すれば直接的に保護が図れます。ただし、商品役務の個数が各区分において10個を超えると11個目から印紙代が加算されることに留意しましょう。

また、各類似群で他に少なくとも1つは別の

商品が指定することが推奨されます。例えば第7類のうち0736類似群の指定商品のみについて先行商標と抵触するとして引例拒絶を受けた場合、「金属加工機械」を削除することで引例は克服できますが、0735や0742（一）の類似群において他に指定商品がなければ、これらの範囲についても権利を失ってしまうからです。

漏れのない保護を目指すための応用例をもう一つご紹介します。

例えば、ある化粧品会社が化粧落とし剤を浸み込ませたティッシュペーパー状の商品を開発し、日本及び中国において商標を出願する場面を考えてみましょう。

日本では、第3類「ティッシュに浸みこませた化粧落とし剤」には、「化粧品」と同じ類似群コード04C01が付与されています。一方、「化粧落とし用ティッシュペーパー（化粧落とし剤を浸み込ませたものを除く。）」は第16類であって類似群コード19B38が付与されています。2つは非類似で、権利範囲は交錯しません。

この会社が第3類「化粧品」のみを指定して日本出願しても、日本では「ティッシュに浸みこませた化粧落とし剤」は「化粧品」の下位概念として保護されていると解釈できますので、問題は生じません。では、この日本出願に基づいて中国で出願すると、どうなるのでしょうか。

中国でも第3類0306「化粧品（不包括動物用化粧品）」なる類見出しの下に「化粧品(化粧品)」がありますので、日本と同様、「化粧品」だけ指定すればよいようにも思われます。しかし、0306類似群には別途「化粧品清洗剂（化粧落とし剤）」「浸卸妆液的薄紙（ティッシュに浸みこませた化粧落とし剤）」の記載があることに注目すべきです。しかもこれら2つの商品は、0306の注において「第5類0506の消毒用紙ふきん、第16類1603の化粧落とし用ティッシュペーパー等（略）と類似する」とされています。これらを指定することで、禁止権が第16類の一部商品

まで拡大するメリットがあるのです。

「化粧品」のみを指定した出願では肝心の「ティッシュに浸みこませた化粧落とし剤」は禁止権としての間接的保護となってしまう、第16類の「化粧落とし用ティッシュペーパー」に至っては禁止権にも含まれないことを考慮すると、具体的商品名称を指定することの意義がお分かり頂けると思います。

4. 出願のテクニック

4. 1 優先権主張

中国もパリ条約の同盟国ですから、日本出願から6か月間は優先権が認められます。ただし、いわゆる部分優先は認められません。

例えば第7類「金属加工機械」のみを指定した日本出願を基礎として優先権を主張する場合、これに加えて同じ第7類でも0749（二）類似群の「閥(機器部品)(バルブ「機械部品」)」を指定すると、補正指令が発せられます。「バルブ」を削除して優先権主張を認めてもらうか、優先権主張をせずに2つの商品を維持するか、のいずれかを選択するよう求められるのです。外国から日本に入ってくる同様の出願に対しては削除補正を求めることなく「金属加工機械」のみに優先権を認める日本の実務とは事情が異なりますので注意が必要です。

優先権を主張することが有利か、優先権は諦めても模倣品が出回りやすい中国市場に合わせた出願をすることが有利か、日中両国で出願する際の検討事項の一つです。

4. 2 国際登録出願（マドプロ出願）

国際登録における領域指定（いわゆるマドプロ出願）は、多くの国に一つの書類で一度に出願でき、出願時の費用が抑えられることから、中国出願時の選択肢の一つとなりましょう。中国ではマドプロ出願については方式審査がやや

緩いこともあり、補正指示を受けずに商品役務表示が認められやすいとも考えられます。

しかしながら、中国のマドプロ審査では、誤った翻訳や類似群が記載されたり、あるいは類似群の付与に抜けがあるといった事態が生じているのが実情であり、権利範囲が不明確になる懸念があります。重要な商標や権利行使の可能性が高い商標は中国語で商品役務を指定して保護を図る方が確実です。必要に応じて直接出願と使い分けることが望ましいでしょう。

4. 3 小売役務

中国では、薬剤等関連を除き、いわゆる小売役務表示は存在しません。区分表における第35類の類別には、日本と同様、「他人の便宜のために各種商品を描え(運搬を除く)、顧客がこれらの商品を見、かつ購入するための便宜を図ること(後略)」なる注釈が採用されているのですが、日本でいう「顧客に対する便益の提供」に相当する標準的表示は設定がないのです。

そこで代替手段としてよく選定されるのが、3503類似群の役務のうち、「进出口代理(輸出入に関する事務の代理又は代行)、替他人推销(販売促進のための企画及び実行の代理)、替他人采购(替其他企业购买商品或服务)(他人の事業のために行う物品の調達及びサービスの手配)、为商品和服务的买卖双方提供在线市场(商品・役務の買い手及び売り手のためのオンライン市場の提供)」です。また、3502類似群の役務「通过网站提供商业信息(ウェブサイト経由による事業に関する情報の提供)」や3501類似群の役務「为零售目的在通讯媒体上展示商品(販売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介)」等も、中国代理人から提案されることが多いです。

しかしながら、これらの役務の保護範囲は実務上確定したものとはいえないので、取扱い商品を指定することによって補完を図ることが得

策といえましょう。

5. おわりに

以上、縷々注意事項を述べてきましたが、最も重要なことは、実は現地代理人の選定であるともいえます。クライアントが本当に保護したい商品役務は何かを理解して適切な助言をしてくれる代理人こそが強い味方となってくれるでしょう。これは日本の代理人を選定する基準と何ら変わりありません。

法的にも政治経済上も安定した日本と異なり、中国は最も動きが激しい国の一つです。企業の皆様が多種多様な業務をこなしながら海外代理人と密にコミュニケーションを図るのは大きな負担となり得ます。まずは信頼できる日本代理人をパートナーとし、その力をうまく利用して中国代理人とつきあっていくことが、結局は中国で強い権利を確保することへの近道ではないかと思えます。

注 記

- ・中国工商出版社 国家工商行政管理总局商标局编著「类似商品和服务区分表 基于尼斯分类第十一版(2019文本)」(本稿中の図1ないし4は、これを引用したものです。)
- ・特許庁商標課「商品・サービス国際分類表〔第11-2019版〕アルファベット順一覧表」
- ・成城一心知的財産代理有限公司「中国商標類似商品・役務区分表」
(本稿における中国語記載の日本語訳は同有限公司の許可を得て採用したもので、実務については同有限公司が監修しました。)
- ・Nice Classification「Guidance for the user Version 3.2.16」(WIPOホームページによる)
- ・中国工商出版社「多功能英汉对照商标注册用商品和服务国际分类表(尼斯协定第十一版)」
- ・発明推進協会「中国商標に関する商品及び役務の類似基準(日本語・英語訳付)及びその解説」

(原稿受領日 2019年7月4日)